

令和5年度第3回理事会議事録

日時：令和5年7月15日（土）13時30分～15時50分

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 14名

会長 八田冷子（代表理事）

副会長 田畠知子

副会長 渡邊和代

専務理事 今村 恵

職能理事 吉田美佳、瀬山勝美、谷川智子、柳田千草

准看護師理事 德永博子

地区理事 西野富士子、牧枝さとみ、三島潤子、近間眞由美、森田英樹

代理出席 1名

妙圓園和代（出水地区）

欠席理事 2名

常任理事 林 恵子

地区理事 田口弥生

III 監事の出欠確認

出席監事 2名（全員出席）

永山広子、岩重洋一

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名（会長=議長は除く）のうち13名の出席は、議決に加わることができるもの16名の過半数8名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針に関する事項

1) 令和6年度事業に係る県知事への予算等要望書について

会長は、次のように説明した。

要望事項として

「①看護職員の確保・定着支援」については、ナースセンターの拡充と強化、次世代を担う看護人材確保のための看護の魅力の発信、ウィズコロナに向け、子育て中の看護職が離職せず働くための支援強化、看護職の処遇改善に向けた取組の推進を、「②健康危機管理体制の整備」については、災害支援ナースの養成と看護職の応援派遣体制整備に関する支援、健康危機発生時にも保健所が地域住民に不可欠な保健施策提供が継続できる体制の強化を、「③医療的ケア児等の支援体制の構築」については、医療的ケア児支援センターの機能の充実・強化に関する支援、看護小規模多機能居宅介護を活かした地域における医療的ケア児等のレスパイトサービス構築の支援を、「④訪問看護体制の強化」については、訪問看護総合支援センター設置の検討を、「⑤看護の質向上」については、看護師養成校における教員確保対策、特定行為研修修了者の増加対策及び研修補助対象施設の拡大を、それぞれ文章でまとめて8月8日に県へ要望することとした。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和5年度通常総会における質問・意見への対応について

専務理事は、次のように説明した。

「訪問看護人材確保に関して、新卒等訪問看護師の採用に向け、受け入れ看護師及び事業所とのマッチングの結果」への質問については、法人について2名の応募があり2名とも採用することになった。

また、「在宅支援について希望の持てる人材確保に努めて欲しいので県へ要望して欲しい」との意見については、県の委託事業の中で取り組みを進めていきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2 事業推進に関する事項

1) 外来機能における在宅療養支援能力向上のための研修について

会長の指示を受け教育部長は、次のように説明した。

在宅療養支援の要となる外来看護職員を対象とした研修で、eラーニングによる講義と演習を行うこととしており、実施は秋ごろを計画しており、詳細は9月に日看協から説明がなされることとなっている。

2) 第8次医療計画等の見直しにかかる協会の役割について

会長は次のように説明した。

第7次医療計画からの主な変更点は、「ロジックモデル等を活用した、PDCAサイクルの実

効性の確保」、「看護職員の確保」などであり、また、取り組みの方向性としては、「データに基づく、地域における看護の課題の明確化」や「都道府県医療計画の項目への、看護に関して必要な取組みや指標の明記」が重要となることから、資料に目を通し各地域の委員として参加して欲しい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3 管理的事項

1) 組織体制・職員体制について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後、事務局長は次のとおり説した。

医療的ケア児支援センターを県から受託することに伴い、これまでの運営組織図に総務部、教育部、訪問看護ステーション、ナースセンターの4部門に医療的ケア児支援センターを新たに1つ追加することになる。9月1日頃を予定しているセンター開所に向けて現在準備を進めているところである。

センターの業務内容は、医療的ケア児等からの相談への助言や県と連携した関係機関への情報提供・研修、連絡調整などを行うこととしており、職員は支援センター長兼事務長、看護師及び事務職の3人体制だが、事務職については訪問看護ステーションの事務職員が一部センター業務を兼任する。

医療的ケア児支援センター所長については、現在の訪問看護ステーションの前野所長、非常勤職員として1名の訪問看護師を雇用することとした。

また、それに伴い訪問看護ステーションの職員については、所長には米満現副所長を、副所長には江頭さんを配置する。

ステーション及び居宅については、業務については桜ヶ丘でとなるが、7月31日までは準備期間も含まれており、正式には8月1日移転を予定している。

2) 訪問看護ステーションかごしまにかかる規定等について

会長は訪問看護ステーション所長が説明することを出席理事に承認を得た後、所長は次のとおり説した。

今回の訪問看護ステーション等の移転に伴い、訪問看護ステーションかごしまの介護・介護予防訪問看護運営規程及び居宅介護支援事業所運営規程を改正する。主な改正は、事業所の所在地の変更、虐待防止に関する事項、感染症の予防及びまん延防止のための措置、業務継続計画の策定等の項目の追加である。

また、新たに、訪問看護ステーションかごしま及び居宅介護支援事業所に感染症委員会設置規程を設けた。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4 会員支援関係

1) 日本公衆衛生協会長表彰候補者の推薦について

専務理事は次のように説明した。

日置市の健康福祉専門員（再任用）の福山祥子さんを推薦したい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 基盤強化「入会促進活動」について

渡邊副会長から当協会の会員入会状況についての分析結果を説明し、この分析結果を踏まえた会員確保対策について提案を行った。主な提案内容は病院等で勤務している状況で資格喪失者にならないよう、病院等をとおした継続への声掛けや日本看護協会ガイドブックの鹿児島県バージョンの作成である。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

VII 報告事項

1 事業推進に関する事項

- 1) 教育事業について
- 2) ナースセンターに関連した事業について
- 3) 看護職員就業相談事業について
- 4) 改正医療法等に基づく災害支援ナース(災害・新興感染症対応)の養成・応援派遣について
- 5) 医療的ケア児支援センターについて会について
- 6) 日本看護協会通常総会について

2 管理的事項

- 1) 議事録（第1回・第2回）
- 2) 令和5年度鹿児島県看護協会役員及び委員会委員について

3 会員支援関係

- 1) 令和5度鹿児島県看護協会会員数

4 その他（一部当日配布・回覧）

- (1) 日本看護協会理事会報告（口頭報告）
- (2) 職能委員会報告（書面報告）

- (3) 地区報告（書面報告）
- (4) 委員会報告（書面報告）
- (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告）
- (6) 他団体会議報告（書面報告）
- (7) 出張報告（県外）（書面報告）

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、15時50分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和5年7月15日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長） 八田 冷子 

監 事 永山 久子 

監 事 石重 洋一 